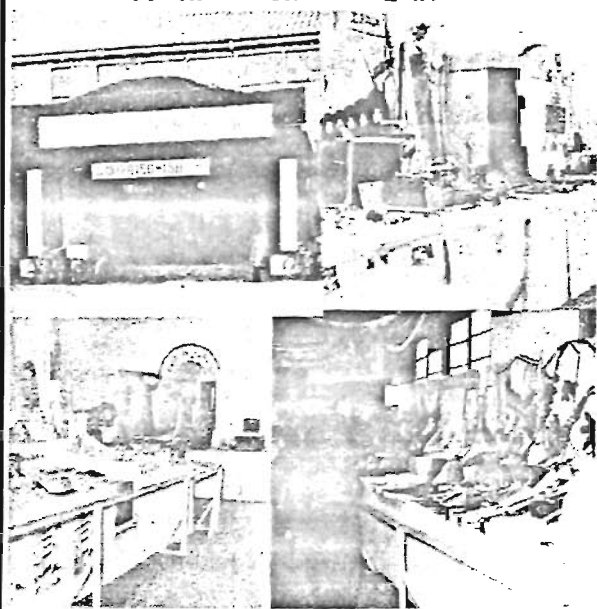


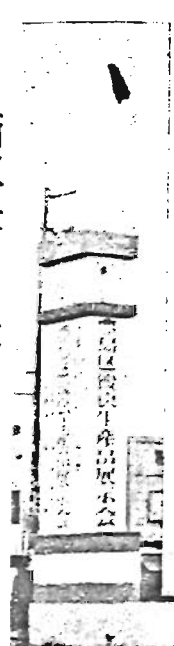
(写真は入口と第一・二会場)



優良生産品展示會開催さる
 (前号既報)十二月十五日より十八日迄豊島区役所区
 議会議場並委員会室に開催した区内生産品展示會は、
 入十三業者の生産品多数の出品を見、商工豊島の躍進
 振りを遺憾なく発揮した。本区内小、中學生の見學、
 区民の參觀は勿論、遠く埼玉方面よりの參觀をみる盛
 況で、遂に會期を二日間延長し連日會場を賑する賑か
 さで所期の目的を達し発展途上にある商工豊島の面目
 躍如たるものがあつた。ついで十二月二十六日午前十
 時より区役所に於て優秀生産品出品者に対し豊島区長
 須藤喜三郎並東京商工会議所会頭高橋龍太郎による感
 謝状授與式を挙行し、今後の本区商工業の伸張に益々
 寄與せられる様切望し、昭和二十五年豊島区商工振興
 対策の一端として計画した本展示會に終止符をうつた。

商工豊島の粹を集めて

(カットは池袋驛前に設置した宣傳塔)



主要食糧の改正について

配給制度
 一月一日より、主要食糧の配給方法が變り、米のみが、主要食糧購入通帳により、従来の粉食券に替つて、米以外の主要食糧の購入には「主要食糧選擇購入切符」(フリークーポン)、によることとなつた。
 米の配給については、一月十五日より同二十一日までの間に於て、消費者の登録によつて取扱業者が登録され、三月一日以後一年間は、世帯の登録した店舗と結付いて米の配給を受けることとなる。
 米以外の主要食糧(精麦、小麦粉、乾めん、パン、ゆでめん、生めん)の配給はフリークーポンによつて、全国の何れの小賣登錄店からも自由に購入出来る。

(フリークーポン)は、三ヶ月分を一度に交付し、その有効期間は四ヶ月であつて、区役所の出張所より交付される。一月一日より三月三十一日迄の配給内訳並に販賣所は左の通りです。

(イ) 配給内訳
 一、米……四十五日分(通帳による)
 二、米以外の主要食糧……四十五日分(フリークーポンによる)

(ロ) 販賣所
 一、米、精麦、小麦粉、乾めん……小賣販賣業者
 甲(米屋)
 二、パン、めん類……小賣販賣業者乙並パンめん類外食券食堂

昭和二十五年工業調査

十二月末現在新春實施

我が國に於ける一九五〇年世界センサスの最後をかざる一環として取り上げられた昭和二十五年工業センサスは、十二月三十一日を期して實施されることとなり、調査の範圍、方法等も従来より改正され、日本標準産業分類による製造業を中心として、製造問屋、又製造小賣業者が加えられ特に自轉車の製造高を把握するため、昭和二十五年中に新車

の組立を行った事業所も調査の對象とされる。調査方法も準備調査、面接調査、基本調査の三種により準備調査及十二月末日現在の従業者総数が三人以下のものについては、民間の調査員にお願いすることとなり、準備調査の結果、判明した調査対象のうち、従業者総数四人以上のものについては基本調査として統計主任職員が當ることとなつておりま

基本選舉人名簿確定す

近く調査對象になられる關係各位の所に調査員が出向いて参りました節は、よろしく御協力を願います。

明春行われる地方選舉に使用される昭和廿五年九月一日現在調の基本選舉人名簿は、十二月廿日に確定した投票区別の有権者数は下表のとおりであります。

なお、本名簿調整現在日以後あつたに資格を生じた方は、明春の選舉公示の際、その選舉のために調整される補充選舉人名簿に對する登録申請の手續を行ふことによつて名簿に登録され投票を行ふことができるとなつておりますから、特に御注意がいたします。

別表	投票區別	確定名簿登錄人員	
		男	女
1	一	三、三三三	三、三三三
2	二	四、五三三	四、九三三
3	三	四、〇九六	四、〇九六
4	四	五、〇〇〇	四、九二一
5	五	六、三三三	六、三三三
6	六	四、五八八	四、三三三
7	七	三、七〇三	三、七〇三
8	八	四、〇三三	三、九四五
9	九	四、八七七	五、三三三
10	十	四、四六一	四、五九九
11	十一	三、一四九	三、二九九
12	十二	三、三三三	三、三三三
13	十三	四、四八四	四、六三三
14	十四	二、三三三	二、四九九
15	十五	四、七二二	三、九九九
16	十六	二、六七七	二、五五五
計		六五、一八七	七〇、七〇七

十二月に開催された委員會

- 四日 教育委員会、無所属議員會合、幹事長會、委員長幹事長合同會
- 六日 幹事長會
- 十三日 社会事業委員会
- 十四日 「都内視察」
- 十六日 幹事長會
- 廿一日 文化委員会、保健衛生委員会
- 廿七日 土木委員会

清掃事業部出張所 移轉のお知らせ
 予て補修工事中であつた、清掃事業部豊島出張所の庁舎がこの程竣工したので去る十二月十五日から新庁舎に移轉した。

新庁舎所在地
 ○豊島區池袋四の四六九
 (電話大塚(86)五四六二)
 池袋警察署向側簡易裁判所隣り舊保健所跡

○交通、国電都電共
 池袋下車

○旧出張所
 豊島區要町一の二六

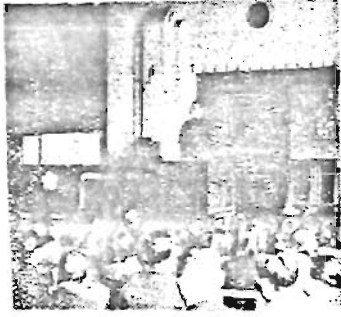
輝く区長賞

納税奨励ポスター 優秀作品

授賞も同時に

一こども銀行と郵便局に

くつきりと晴れあがった十二月十三日、午前九時より子供銀行並子供郵便局及び納税奨励のポスター、標語の優秀作品入賞者に対する区長賞授賞式が、日白小学校講堂に於て取行われたが、此の日は各子供銀行、子供郵便局より数名宛の代表



第三回特別区管競馬

開催についてお知らせ

都下二十三区共催に依り、華々しくその發足を見た大井區管競馬は豫想外の好成績裡に第二回を終了し、區財源の確保、ひいては區政伸張の一助として誠に慶びに堪えないこの期に區民各位の御理解と御協力とに對し深甚なる謝意を表し、重ねて左記日程に依

り開催豫定の第三回區管競馬に對し一段の御協力を懇願して已まない。
一月二十五日より三十一日迄、小雨決行—大井競馬場
国電大井、大森驛より徒歩十分(バスあり) 京浜線立会川驛より徒歩三分

電波に乗った子供銀行の聲

年の瀬も迫つた十二月二十四日午後八時三十分、「一時の動き」のラヂオ放送の時間に都内子供銀行の男二名女二名の代表者と大藏大臣の對談放送が行われた。大藏大臣の貯蓄の重要さと其の貯蓄に大きな功績のあつた子供銀行に對

昭和二十五年年度

學校建設狀況

し、お褒めの言葉があつた後、我が豊島區の長崎學校市子供銀行代表、買手矢仁君の親切のよい聲が感激に満ちた調子で今後ますます、お国の爲に立つ機を伺いたしますと結び、他の支店長も、それぞれ抱負や経験を話し対談は終つた。
本年六・三制整備事業學校建設は、順調なる進歩を示しつつあり、年間新增築十七校中一校を除き、他はすべて

月日	校名	新増築教室坪數	請負人
十一月二十三日	道和中學校	六一五	東京鐵道工業株式會社
十一月二十四日	駒込小學校	六一六	合資會社 堤 工務店
"	西巢鴨小學校	五二二	合資會社 佐藤 組
"	西巢鴨小學校	五二二	合資會社 堤 工務店
"	巢鴨小學校	四二〇	相信工業株式會社
十二月十四日	長崎小學校	二四〇	渡邊建設株式會社
十二月十七日	時習小學校	三八二	株式會社 田和 組
"	大塚台小學校	二二五	株式會社 佐藤 組
"	池袋第一小學校	三八二	不二建設株式會社
十二月十八日	池袋第二小學校	三七一	合資會社 堤 工務店
"	池袋第三小學校	三八二	株式會社 小佐見 組
"	池袋第五小學校分校	一〇三三	渡邊建設株式會社
"	千早小學校分校	二三三	渡邊建設株式會社

尚昭和二十四年度事業に屬する長崎中學校は、新築十教室(五〇四坪)の落成増築六教室(式)を十一月二十三日來賓、関係者多数出席盛大に舉行した、請負人は渡邊建設株式會社である。

成人の日の行事

○成人の日記念講演會
昭和二十六年一月十五日の成人の日を記念して、本區に於ては新たに成人になつたことを自覺し、みずから生き抜

こうとする青年を祝いはげましたため講演會を日白學習院大學講堂に於て午後一時から開催する豫定。
○豊島區民音樂大會
新春一月十五日の成人の日記念講演會と併せて區内の職場人を對象とした區民音樂大會を日白學習院大學講堂に於て午後二時から開催する豫定

改正標準建設費による増額融資は、昭和二十五年十一月一日より適用され、其の金額適用範囲及び申込方法に就いては
一、金額
木造 二一、〇〇〇圓
木骨防火造 二二、〇〇〇圓
簡易耐火構造 二〇、〇〇〇圓
一階 一六、〇〇〇圓
二階 一八、〇〇〇圓
耐火構造三五、〇〇〇圓
鐵製建具とした場合 三六、〇〇〇圓
多槽式汲取便所 七、〇〇〇圓

住宅金融公庫 融資増額さる
水洗式便所 (大小便兼用) 一〇、〇〇〇圓
(大小便別用) 一五、〇〇〇圓
(水洗、水槽各便所の一戸當り加算額)
昇降機設置工事 四百萬圓
暖房設備設置工事

一戸當八〇、〇〇〇圓
特殊基礎工事 建坪當一三、〇〇〇圓

二、適用範囲
1、今後の申込者。
2、十一月一日以降の申込者。
3、十月三十日迄に申込済の貸付決定者で、イ、設計審査申請書未提出の申請者
ロ、設計審査申請中
ハ、設計審査合格者で貸付契約未済の申請者
ニ、貸付契約済工事未着手の申請者
ホ、現在工事中の申請者
ヘ、建物竣工後公正契約未済の申請者

三、申込
1、今後の申込者
改正標準建設費に基き従前通り申込むこと。
2、十一月一日以降申込済の申請者
原則として當初の申込書を訂正すること。
(申込書訂正の増額借入希望申出のない者は増額しない)
但し既に設計審査申請中の申請者又は設計審査合格者等については増額申込書を提出すること。
3、十月三十日迄に申込済の貸付決定者中の増額借入希望者。
住宅資金増額借入申込書一通を當初申込受付金額機關へ提出すること。

區條例の解説

(3)

○東京郡豊島区 特別区税條例

昭和二十五年九月十四日
豊島區條例 第七四號

さきの「シャープ勸告」による地方税法の全面改正の結果必然的に当区特別区税條例も新地方税法の主旨に沿い、改正を行ない区税として賦課する普通税は次に掲げるものとなりなりました。

- 一、特別區民税
- 二、自轉車税
- 三、荷車税
- 四、接客人税
- 五、使用人税
- 六、犬税

以上の六種で従来、区税として賦課されて居た附加税は廢止となり「都税、地租税、家屋税、原動機税」又「独立税金庫税」は東京都へ移管され新設の「東京郡豊島区事務所」で取扱うこととなつて居ります。

以下條例に規定された区税の(A)賦課期日、(B)納期限、(C)賦課率等について概略を説明します。

- 一、特別區民税
 - (A) 毎年六月一日。
 - (B) 次の通り年四回です。
 - 一期 七月一日から末日迄
 - 二期 九月一日から末日迄
 - 三期 十二月一日から末日迄
 - 四期 翌年二月一日から末日迄

ただし、廿五年度に限り次のものを適用いたします。

- (A) は「八月廿日」とし
- (B) は左の三回とする。
 - 一期 九月一日から末日迄
 - 二期 十一月一日から末日迄
 - 三期 翌年一月一日から末日迄

(C) 均等割額による税率は、区内に住居する個人(前年における無所得者及生活保護法の被扶助者を除く)及区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、区内に住居する有しない者等は「八百円」

二、区内に事務所又は事業所を有する法人又は法人でない社團もしくは財團で代表者もしくは管理人の定めのあるもの等は「二千四百円」

(C) 所得税額を課税標準として賦課する税率は「百分の十八」。

るもの、中、区長において必要と認めるものに対し行われず。

- 一、生活保護法によつて生活扶助以外の扶助をうくるもの。
- 二、學生、生徒その他これらに類するもの。
- 三、民法(明治廿九年法律第八十九號)第卅四條の公益法人。
- 四、前各号に掲げるものを除くほか、特別の事由があるもの。
- 五、右の一から三に掲げるものはこれを免除とし、また四に掲げるものはこれを減免いたします。

二、自轉車税
(A) 毎年四月一日。
(B) 毎年五月一日から末日迄、但し廿五年度分については「九月一日から末日まで」

(C) 税率は一台に付
二輪車 年額 二百円
三輪車 年額 三百円
(C) 次に掲げるものは課税しません。

- 一、商品であり使用せぬもの
- 二、小兒用小形自轉車
- 三、自轉車製造、販賣業者が車体試験のため使用するもの(但し業者一人に付一台)
- (C) 次の自轉車について区長において必要があると認めらるるものに対し、申請によつて減免します。
- 一、公益のための直接専用自轉車。
- 二、生活保護法者の自轉車。
- 三、前各号のほか規則で定める自轉車。(つゞく)

建築基準法について

都市に建つ建築物は大正7年から、市街地建築物法によつて取扱はれてきましたが、昭和二十五年十一月二十三日から、市街地建築物法及び同法に基く諸規則が廢止され、新に建築基準法及び同法に基く諸規則によつて取扱はれるようになりなりました。

この法律は建築物の敷地、構造、設備、用途等について最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を圖つて公共の福祉を増進しようとすることを目的として制定されており、その要點を擧げます。

一、一般事項
1、全国に適用されること。
2、知事の認可が建設大臣の資格認定を受けた建築主事の確認になつたこと。
3、確認の處理期間が一般建築物は七日以内、大規模建築物及び特殊建築物は二十一日以内になつたこと。
4、確認申請には建物の規模に應じ二百円から三千円までの申請手数料がいること
5、但書による許可、異議の申立の受理と裁定は建築審議会に於て決められること。
6、保安上危険、衛生上有害な建築物に行政上の措置を命ずるとき、私道の變更、

廢止、壁面線の指定のあつたとき、建築協定の提出のあつたときは公閉による聽聞の制度が設けられたこと
7、建築審議会、聽聞会、建築協定、特別工業地区、文教地区、美観地区等についての條例が設けられること

二、道路關係
道路は公道、私道の別なくすべて幅員が四米以上でなければならぬ、四米(一三三二寸)未満の道路、通路はその中心線から二米(六尺六寸)後退した所に道路の位置があることになつた。また土地を分譲するとき各々の敷地に道路がなければならぬ。

三、用途地域關係
様々な用途の建物が混然として建てられては保安、衛生上、よくないので住居の安寧を維持するため、商業の利便を害しないため、工業の発達を増進するために住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域を指定して建物の用途、規模等の制限がなされるのである。

その解説

○平方米(百五十坪)を超えるときは主要構造部を耐火構造とし、その他の建物は外壁、軒裏を防火構造としなければならぬ。

六、その他
建築物の構造、高さ、採光、設備避難等についてそれぞれ規定がなされているが地震、火災、風災、水災等に対しても建物の安全性を維持しつづつ理想的な町を造つて行こうとされているのでありますから、建築物を建てられるときは、是非建築課へ一應御相談して下さい。